

水産業省力化投資支援事業費補助金

慢性的な人手不足を解決するために、省力化に向けた取組を支援します！

目的

本県の水産業は、高齢化や新規就業者の減少等により沿岸自営漁業者等の人手不足が生じており、生産力が低下している状況です。そこで、慢性的な人手不足が長期化しても、作業等の労働時間を削減する省力化に取り組む沿岸自営漁業者等を支援することで、漁業経営の体質強化及び沿岸自営漁業者等の所得向上を加速させることを目的としています。

支援対象者 沿岸自営漁業者、企業的漁業経営体、意欲ある地域・グループ

〔要件〕 上記のいずれにあっても、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- ・求人活動を実施したが、充足に至っていないこと又は人手不足の状態であることが認められること※
- ※通常複数人で行うところ、やむを得ず1人で作業している者
- 例) イワガキを30,000個/年以上出荷している者、ワカメの養殖ロープ600m以上の規模で出荷など

支援概要 作業等の省力化を図る取組が対象

- 補助率 **1/3以内**
- 補助上限額 **150万円**
- 補助実施期間
交付決定日～**令和8年2月27日**
- 対象経費 次に指定する機器の導入にかかる経費

**クレーン、フォークリフト、研磨機、
高圧洗浄機、恒温器、ボイル機、脱水機、
塩蔵機、乾燥機**

〔要件〕 事業計画書に記載する目標は、単位あたり労働時間が3%以上減少するものを計画し、その目標は達成に寄与するもの

申請のポイント

- ① 実施体制、実効性
事業実施に必要な体制、実現的かつ継続的な取組となっているか
- ② 省力化効果
操業にあたり省力化効果があり、事業計画書に記載された目標達成が見込めるか
- ③ 緊急性、必要性
現状の操業体制や漁期等を鑑み、緊急性かつ必要性が高いと認められる取組であるか
- ④ 費用対効果
事業内容に対する経費が適切か
- ⑤ 所得向上に向けた取組
漁業者の所得向上に資する取組となっているか

応募期間

令和7年3月28日（金）～令和7年6月13日（金）

お問い合わせ先

※事業の詳細は、島根県ホームページに掲載している「省力化投資支援事業（水産業）費補助金公募要領」をご確認ください。



事前相談・書類提出先

- | | | |
|------|--|-----------------|
| 東部地域 | 〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1
☎ 0852-32-5703 ✉ tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp | 東部農林水産振興センター水産課 |
| 西部地域 | 〒697-0041 島根県浜田市片庭町254
☎ 0855-29-5685 ✉ hamasui@pref.shimane.lg.jp | 西部農林水産振興センター水産課 |
| 隠岐地域 | 〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
☎ 08512-2-9682（島後） 08514-7-9106（島前） ✉ okinorin@pref.shimane.lg.jp | 隠岐支庁農林水産局水産課 |

その他お問い合わせ先

島根県農林水産部沿岸漁業振興課
☎ 0852-22-6020
✉ engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp